

告示

埼玉県告示第三百六十四号

埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）第十七条第一項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

令和五年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 件名

和光都市計画事業（仮称）和光北インター東部地区土地区画整理事業に係る環境影響評価公聴会

二 日時及び場所

ア 令和五年四月二十一日（金）十時から十二時まで

和光市坂下公民館 別館二階 視聴覚室

イ 令和五年四月二十一日（金）十三時から十五時まで

板橋区下赤塚地域センター 第二洋室・第三洋室

ウ 令和五年四月二十一日（金）十六時から十八時まで

練馬区立光が丘体育館 会議室

エ 令和五年四月二十四日（月）十時から十二時まで

朝霞市役所 一階 一〇一会議室

オ 令和五年四月二十四日（月）十三時から十五時まで

埼玉会館 四C会議室

カ 令和五年四月二十四日（月）十六時から十八時まで

戸田市役所 五階 五〇三会議室

三 都市計画決定権者の名称

和光市

四 意見を聴こうとする事項

和光市が作成した和光都市計画事業（仮称）和光北インター東部地区土地区画整理事業に係る環境影響評価準備書についての環境の保全の見地からの意見